

別 紙

答申第131号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について部分公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成29年2月1日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成28年9月14日開催の公安委員会会議（個別会議） 説明者：運転免許課長 議題：審査請求の裁決書 の会議で使用した資料（電磁的記録を含む。）」である。

(3) この請求に対して実施機関は、平成29年2月15日付けで次のとおり部分公開決定を行った。

ア 対象公文書

「行政不服審査法に基づく審査請求に対する公安委員会資料の提出について」

「交通違反者からの審査請求に対する裁決書（案）の作成について」

イ 公開しない部分及びその理由

(ア) 警察電話番号

条例第7条第6号（事務、事業に関する情報）に該当

公開することにより、警察部内の連絡に関する事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるため。

(イ) 審査請求人の住所、氏名、交通反則告知書の番号及び軽四輪乗用自動車のナンバー

条例第7条第2号（個人情報）に該当

個人の情報であり、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

(ウ) 審査請求の前提となった交通違反の時間、場所、速度に関する部分

条例第7条第4号（公共安全等情報）及び条例第7条第6号（事務、事業に関する情報）に該当

速度取締りの場所及び速度が特定及び推定され、交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

また、速度取締りの場所及び速度が推定され、当該場所における速度取締りを困難にし、今後の速度取締りの事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

(4) 審査請求人は、この決定を不服として、平成29年2月22日に島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成29年3月30日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

平成29年2月15日付島根県警察本部指令（広報）第21号により島根県警察本部長が行った部分公開処分の取消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成28年9月14日開催の公安委員会会議（個別会議）（説明者：運転免許課長、議題：審査請求の裁決書）の会議で使用した資料（電磁的記録を含む。）を請求したものである。

しかし、部分公開された公文書は、起案：平成28年8月30日、決裁：平成28年9月6日とされながら、平成28年9月30日付けの資料であり、審査請求人が請求した公文書ではない。

イ 道路交通法第4条第1項の要件を欠く交通規制、つまり、交通規制としての効力発生要件を欠いた状態での検挙及び点数付加行為は無効となるため、点数付加履歴の抹消を求めての審査請求を行った。ところが、「点数付加行為」自体に対する不服を主張していると差し替えられ、行政不服審査法の処分には該当しないので却下すると報告されていたことが、平成28年12月8日付島根県公安委員会指令（広報）第18号により公開された、平成28年9月30日公安委員会会議会議録（定例会議）で確認できた。

同日部分公開された、定例会議の前にあらかじめ公安委員に詳細を説明する会議と位置づけられている「個別会議」（平成28年9月14日開催）の会議録の記載内容は、時間・説明者・説明事項だけであり、開催日時、説明を受けた公安委員名、説明事項の具体的内容の記載や、公安委員の決裁もないもので、当該記載内容だけで却下裁決の判断ができたとは到底考えられない。

審査請求人が有する憲法第31条が保障する「法定手続の保障」が、審査庁による「不公正な審理」により侵害されたことになる。審査請求人には、審査庁による「却下裁決」に至る判断過程を「知る権利」と「公正な審理を受ける権利」がある。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び意見陳述による主張は、次のとおりである。

公安委員会には、定例会議にかける議題について案件が複雑な場合等に、事前に個別会議で公安委員に案件を説明し、より理解を深めていただくために2段階で説明・決裁を行う方法がある。

平成28年9月14日の個別会議で説明を行った案件については、同年9月30日の定例会議における議題について事前説明を行ったものであり、同年9月30日に使用する資料をそのまま使用している。そのため、資料に記載のある日付が異なっているものであり、部分公開とした文書「行政不服審査法に基づく審査請求に関する公安委員会資料の提出について」及び「交通違反者からの審査請求に対する裁決書（案）の作成について」は平成28年9月14日に使用した資料である。

なお、平成28年当時、公安委員会定例会議は午前10時から開催されており、同時間帯において、運転免許課では運転免許取り消し対象者からの意見聴取を行っていたため、9月30日の定例会議当日に事前説明を行うことは不可能であったことから、直近の定例会議開催日であった9月14日に、次回9月30日定例会議の案件として、本件対象公文書

の内容について説明を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 審査の対象について

実施機関は本件決定において、上記2(3)アの「行政不服審査法に基づく審査請求に対する公安委員会資料の提出について」及び「交通違反者からの審査請求に対する裁決書(案)の作成について」の2件を対象公文書として特定し、部分公開決定を行っている。

この決定に対して審査請求人は、部分公開された公文書は平成28年9月30日付けの資料であり、自身が請求した公文書ではない旨を主張しているため、当審査会としては、本件決定において上記2(3)アを対象公文書として特定したことの妥当性を審査の対象とし、実施機関が非公開とした部分についての妥当性の判断は行わないものとする。

(3) 公安委員会会議(個別会議)について

島根県公安委員会運営規則(平成13年2月27日島根県公安委員会規則第3号。以下「運営規則」という。)第3条によれば、県公安委員会における会議には、定例会議と臨時会議が規定されている。また、運営規則第10条の規定により、会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとされている。

実施機関の説明によれば、定例会議と臨時会議以外にも、公安委員に対して、個別案件に対する決裁、定例会議案件の事前説明及び必要な報告を行う場合があり、本件公文書公開請求のあった平成28年当時は、これらを総称して「個別会議」と呼んでいた。このうち、公安委員に対する定例会議案件の事前説明は、定例会議当日に使用するために会議当日の日付が記載された資料に基づいて行われている。なお、現在は「個別会議」ではなく「個別決裁等」と称している。

また個別会議は、運営規則に定める会議には該当しないことから会議録は作成しておらず、時間、案件、担当者及びその内容を、個別会議当日の定例会議の会議録とあわせて簡単に記録しているのみであり、録音は、当時から現在も一切行っていない。

(4) 個別会議で使用する資料の取扱いについて

ア 実施機関は、非公開理由説明書及び意見陳述において以下のとおり説明している。

(ア) 平成28年9月14日の個別会議で説明を行った案件については、同日に開催された定例会議終了後に、同年9月30日の定例会議の議題について事前説明を行った

ものである。その際、同年9月30日の定例会議で使用する資料として、本件対象公文書を使用している。

(イ) 資料の起案については、提出日を基準として各課で作成しており、現在も同様の取扱いを行っている。本件対象公文書は、9月30日開催の定例会議に提出する資料として、9月30日の日付の文書を8月30日に起案したものである。

他の個別会議における定例会議案件の事前説明についても同様に、定例会議当日の資料として、その日付が入った文書をあらかじめ起案し、個別会議において事前に説明を行っている。

イ 当審査会において、運転免許課による平成28年当時の個別会議の記録を見分したところ、実施機関が9月14日の個別会議で事前に説明したとする内容は、9月30日の定例会議資料の標題及び会議録に記載された内容と一致しており、9月14日の定例会議後に行われた個別会議において、9月30日の定例会議案件の事前説明を行ったとする上記ア（ア）の説明に、不合理な点は認められない。

また、他の個別会議における定例会議案件の事前説明についても同様の取り扱いとなっているかを確認するため、本件とは別に、定例会議案件の事前説明を行っている他の個別会議の記録をあわせて見分したところ、個別会議の内容と、それに対応する次回の定例会議資料の日付、標題及び会議録の記載内容はいずれも一致していた。

上記のことから、9月14日の個別会議において、定例会議案件の事前説明のために使用した資料が本件対象公文書であるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。なお、審査請求人は、部分公開された「個別会議」の記載内容だけでは却下裁決の判断ができたとは到底考えられないとして、「法定手続の保障」、「知る権利」、「公正な審理を受ける権利」に基づいて、同裁決に至る判断過程を記録した本件対象公文書以外の公文書の存在を前提に、その公開を求めているものと解されるが、本件対象公文書の他にその存在を推認させるような事情は特段認められない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第148号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成29年 3月30日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成29年 7月 6日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成29年 8月 7日	審査請求人の意見書を受理
令和 元年10月21日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 元年11月21日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 元年12月23日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述、審議 (第2部会)
令和 2年 1月16日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 2年 2月12日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 2年 4月 9日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 2年 6月18日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 2年 7月16日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 2年 7月30日 (審査会第9回目)	審議
令和 2年 8月31日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会